

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、アユのそ上の保護を図るため、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りでない。

令和7年1月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木和之

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20メートルから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

3月1日から5月19日まで

3 指示の有効期間

令和7年3月1日から令和10年2月29日まで